

第27回監査役スタッフ全国会議資料

新会社法における監査役の『業務監査』実務

平成17年7月21日

社団法人 日本監査役協会関西支部
監査役スタッフ研究会

報告書アウトライン

序

適法性監査
内部統制システムの明文化
譲渡制限による二極分化

3) 競業取引等の監査
3番目の位置づけ
頻度は低い

I. 複雑になる機関構成と監査役監査

- 1) 会社法制の現代化による機関構成変化
 - 監査役必置とされず
 - 子会社の監査品質
- 2) 監査役監査の実務
 - 会計監査
 - 業務監査

III. 監査役会の強化策

- 1) 委員会等設置会社における「監査委員会の職務遂行のために必要な事項」の営業報告書への開示
- 2) 商法施行規則193条

II. 監査役監査の最も大切な領域

- 1) 経営意思決定の監査
 - 最重要項目
 - 重要会議出席
 - 監査役会
 - 監査事例
 - 経営判断原則
 - 取締役会の活性化が本命
- 2) 内部統制システムの整備状況の監査
 - ①監査基準に規定される内部統制とCOSO報告書
 - 次に重要な領域
 - 概念の差異
 - コンプライアンス体制
 - ②各社におけるコーポレート・ガバナンスの開示状況
 - 各社各様
 - 独立した内部監査部門
 - ③小括
 - 一般的なモデル
 - 第一義的な監視・検証

結語

2つのポイント
監査役会の強化

序

＜適法性監査＞

周知のとおり監査役の監査は、「取締役の職務の執行を監査する」（商法 274 条 1 項）ことにあるが、その具体的方法・範囲については詳細な規定はなく、多くの部分は実務に委ねられてきた。他方、従来学説において通説は、監査役の監査の対象範囲については適法性監査に限られるとされてきた。それは、監査役の株主総会への報告を義務づける商法 275 条の規定においても、その報告の対象は、「株主総会に提出せんとする議案その他のものを調査し法令若は定款に違反し著しく不当なる事項ありと認められる時」としていること、「その監査は著しく不当な事項にも及ぶが、取締役の職務執行に著しく不当な点があるときは、忠実義務の違反がある場合に当たるから、その点の監査も結局適法性の監査に帰する」（大隅健一郎＝今井宏 最新会社法概説 160 頁）と解釈できることなどからであった。しかし、コーポレート・ガバナンスが叫ばれ企業不祥事の防止はもとより C S R （企業の社会的責任）までが会社に求められようとする今日では、適法性監査という限られた役割を果たすだけでは社会からの要請に十分に応えることはできないであろう。

＜内部統制システムの明文化＞

監査役監査基準（以下「監査基準」という）も昨年「内外から評価される監査実務のあり方」「責任のとれる監査役の行動基準」を示すという観点から相当踏み込んだ改定が行われている。その中では「企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であると認識し、良質な企業統治体制の確立と運用を監査役の基本的な監視視点とすることを明示」している。これは、変化する社会の要請に監査役として如何に応えるかを真剣に考え、監査役自身が出した答えであるといえる。しかしてその改定は大変多岐にわたり、多くの会社にとって一足飛びに基準の趣旨のすべてを取りいれた体制を構築し運用することは容易ではないであろう。しかし、監査基準がベストプラクティスであるならば各社においてベストプラクティスへのアプローチを行わなければならない。また、会社法制の現代化（以下「新会社法」という）に関する要綱では、いわゆる監査役設置会社においても、内部統制システムの構築に関する決定・開示について、その基本方針は、取締役会の専決事項とされ当該決議事項の概要を営業報告書（新会社法では「事業報告」とされる）の記載事項とし、大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付けるものとされている。加えて、委員会等設置会社について規定される株式会社の監

査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という）第21条の7第1項2号に規定する法務省令で定める事項（商法施行規則 第二施行規則という 第193条）についても監査役設置会社向けに所要の整備を行うものとするとされた。このため、ほぼ同趣旨の規定がなされたが（新会社法第362条第4項6号）、その場合、監査役会の監査報告書においても同条に規定される取締役会の決議の内容が相当でない時或いは著しく不当な場合はその旨の記載が必要になるのであろう。言い換えれば、内部統制システムの構築・運用状況についての監査及び報告書への言及が必須となるといつても過言ではない。これまで委員会等設置会社においては、内部統制システムの構築義務に関する位置づけは明快であったが、他方、監査役設置会社においては、明文上必ずしもその位置づけが明確ではなかったことが指摘されてきた。実務上は明文上明らかでなくともすでに内部統制システムの構築義務が取締役にはあるという裁判例・学説に沿って動いていたものと推察されるが、やはり明文化によるインパクトは決して少なくはないであろう。

＜譲渡制限による二極化＞

ところで、新会社法では株式譲渡制限のある会社において監査役が必置の機関でないなど機関構成の選択にかなり柔軟な対応ができることとなっている。もともと法人成りのような小規模な会社においては、取締役会をはじめ商法の期待する機関が実質的に機能するような環境ではなく、またそのような小規模な会社においては必ずしも商法が規定する厳密な機関は期待されないとの判断なのであろうか。新会社法は、その意味ではそれらの会社については、現行の有限会社と同様とし、極言すれば譲渡制限会社であるか否か、（公開）大会社であるか否かによってその規制を緩和しているといえよう。殊に株式の譲渡制限のある会社においては、大会社であっても監査役会・社外監査役・常勤監査役が必ずしも必要とされることは監査役にとって大きな衝撃ではなかろうか。

大会社とりわけ公開会社の監査機能と小規模な譲渡制限会社の監査機能では期待される役割が二極化してきたといえないであろうか。公開大会社では、より専門的な監査役監査が求められているといえるのかもしれない。

これらのような認識のもと、新会社法により今後の監査役監査実務の主戦場はどこにあるのか、また、それらを達成するために監査役監査を強化するにはどのようにすればよいのかについて議論を進めていきたい。監査役スタッフの立場から監査役監査の実務を更に理解し、今後のスタッフ業務を進めていくまでの参考に資せればとの基本的スタンスにより検討を行った。なお、以上の前提から大会社でかつ大規模公開会社を念頭に検討を行っている。

I . 複雑になる機関構成と監査役監査

1. 会社法制の現代化による機関構成変化

＜監査役必置とされず＞

現代化において監査役監査に大きく関係すると思われる改正では、先述の委員会等設置会社に準じる内部統制システム構築義務の明文化と、会社機関構成の多様化が挙げられる。これは、株式会社と有限会社の規制を現代化により一本化したことによるものであり、譲渡制限会社であるか否か、大会社であるか否かにより選択の幅が大きく異なる。

主な内容は、

(< >内は表2に対応)

- 1) 譲渡制限の定めのない大会社については、現行法とほぼ同様 <ニ>
(新会社法 327条1項～3項、328条1項)
- 2) 大会社でも、譲渡制限会社は監査役会を置くことが必置とされず、監査役は一人でも複数でもよく社外監査役、常勤監査役の選任、監査役会の組織も必要でない (新会社法 328条1項、335条3項、390条3項) <ロ①②>
→完全子会社では、取締役会・監査役会の設置なしも可
- 3) 大会社においては、会計監査人は必置 (新会社 328条) <ロ、ハ>
- 4) 監査役は原則として業務監査権限を有する。中・小会社のうち譲渡制限会社は定款の定めにより、監査役の権限を会計監査に限定することが可能 (会計監査人もしくは監査役会を設置する会社は該当しない)
(新会社法 381条1項、389条1項) <イ①②⑤>
- 5) すべての会社は、法令・定款の定めにより会計監査人または会計参与を選任することが可能。両者を併せて選任することも可 (新会社法 326条) <イ～ニ>
- 6) 会社の規模を問わず、譲渡制限会社であれば取締役会の設置は自由に選択が可能。取締役会を設置しない会社の取締役員数は一人で足りる。但し、取締役は必須 (新会社法 326条1項、331条4項) <イ①②③、ロ①>
- 7) 譲渡制限会社においては、監査役も置かないことが許容される。<イ①④>
(新会社法 326条1項、2項、327条2項)
→例、中・小会社の譲渡制限会社で取締役会を設置せず会計監査人を選任していない会社
- 8) 中・小会社であっても取締役会を設置し、会計監査人の選任により委員会等設置会社を選択することが可能 (新会社法 326条2項、327条1項、5項) <ロ④、ハ⑤>
などが挙げられる。

これらを図式化すると次頁以下の表1・表2の通りとなる。

<表1>

商法	会社法
○大会社(資本金5億円以上又は負債総額200億円以上)	
業務監査	業務監査
会計監査	会計監査
(会計監査人の相当性判断)	(会計監査人の相当性判断)
	譲渡制限の定めの無い大会社は現行商法と同様。
	会計監査人は必置、職務権限は変更なし 会計参与の選任可能
	*譲渡制限会社では取締役会の設置は選択可能。取締役は必置。 *譲渡制限会社は監査役会が必置ではなく監査役1名で可
○中会社 (資本金1億円超5億円未満かつ負債総額200億円未満)	
業務監査	業務監査
会計監査	会計監査
	譲渡制限会社は会計監査に限定可能
	譲渡制限会社は監査役を置かないことが許容される 会計監査人の選任も可能（要件あり） 会計参与の選任可能
	*譲渡制限会社では取締役会の設置は選択可能。取締役は必置。監査役を設置しないことも許容。 *委員会等設置会社への移行も可能
○小会社 (資本金1億円以下かつ負債総額200億円未満)	
会計監査	業務監査
会計監査	会計監査
業務監査権なし	原則、業務・会計監査権限を付与。定款にて制限が可能 譲渡制限会社は監査役を置かないことが許容される 会計監査人の選任も可能（要件あり） 会計参与の選任可能
	*譲渡制限会社では取締役会の設置は選択可能。取締役は必置。監査役を設置しないことも許容。委員会等設置会社への移行も可能。

<表2>

イ. <株式譲渡制限のある中・小会社>	
①取締役	⑥取締役会+監査役会
②取締役+監査役	⑦取締役会+監査役+会計監査人
③取締役+監査役+会計監査人	⑧取締役会+監査役会+会計監査人
④取締役会+会計参与	⑨取締役会+3委員会+会計監査人
⑤取締役会+監査役	
ロ. <株式譲渡制限のある大会社>	
①取締役+監査役+会計監査人	③取締役会+監査役会+会計監査人
②取締役会+監査役+会計監査人	④取締役会+3委員会+会計監査人
ハ. <公開中・小会社>	
①取締役会+監査役	④取締役会+監査役会+会計監査人
②取締役会+監査役会	⑤取締役会+3委員会+会計監査人
③取締役会+監査役+会計監査人	
二. <公開大会社>	
①取締役会+監査役会+会計監査人	
②取締役会+3委員会+会計監査人	

<法制審議会現代化部会参考資料17を参考に作成>

この中で監査役会を必ず設置しなければならないのが公開大会社である（委員会設置会社を除く（注）新会社法では「委員会等設置会社」は「委員会設置会社」と改称される）。公開大会社において3委員会を採用しない会社においては、①半数以上の社外監査役、②常勤監査役の義務付け、③監査役会という会社機関を通じての活動が必要である。これらの要件があるからこそ委員会設置会社と同等のガバナンスであるといえるのであろう。中でも監査役会を通じての活動が大きな要素と思える。監査役は独任性ではあるが会社規模が大きくなり複雑化する一方の現代では組織的な監査が必要だからである。

<子会社の監査品質>

ところで、監査役スタッフを擁するような規模の会社においては、会社機関構成に現行法と何ら変更はないと思われるが、グループ会社を含めた連結経営におけるガバナンス、とりわけ監査機能を考えた場合に、子会社特に完全子会社の監査品質が低下することのないように監査役としては注視する必要がある。具体的には、子会社等において監査役を置かない機関構成が採用される場合にそのことによって監査機能が低下しないのか、代替する機能が用意されている

かなどを判断することが求められるのではなかろうか。第一義的には、各子会社等の監査役が判断し、場合によっては意見具申する問題であろうが、実際的にはグループ全体を見据えた監査体制の構築の助言・提言という趣旨から親会社監査役に求められる事項といえるのではなかろうか。機関構成の変更は一度行われると再度変更することは理論的には可能であるが、事実上再度変更されることは過去に事例がない訳ではないが考えにくく、意思決定が行われる際に行われなければならないであろう。会社法の現代化による会社機関構成の柔軟化は、会社経営の効率化にとって意味のあるものであるが、反面適用の仕方によつては、監査役にとって監査品質の確保に問題を惹起することがあるといえる。

2. 監査役監査の実務

<会計監査>

監査役の監査は、一般的には会計監査（会計監査人監査の相当性の判断）と業務監査（取締役の職務執行の監査）とに分類される。

会計監査では、通常実務のほとんどは会計監査人監査の相当性の判断に比重が置かれていよう。相当性の判断には、①会計監査人の独立性の監視が必要であるとされ、そのためには、執行部からの精神的独立性を含む形式だけない真の独立性および職業専門家であるかの検証、会計監査人再任の適否の検討、監査報酬および契約内容の検証が求められるとされる。また、②財務報告体制の監査も必要であり、財務報告の信頼性が担保される体制であるか否かについて、会計監査人および担当取締役へ報告・説明を求め、必要に応じて自らも調査を行わなければならない。③会計方針・会計処理等の監査では、会計監査人の意見を徴しての検証が必要であり、また、執行部に対しあらかじめ変更の理由および影響の報告を求めることが大事である。④会計監査人からは、監査計画、期中・期末の監査実施概要並びに営業報告書・附属明細書のうち会計に関する部分の確認等についての報告説明を求め調査を行い、相当でないと認めたときは自ら監査を行わなければならない。⑤最終的には、各監査役は監査役会に対し監査の方法の概要と結果を報告し、監査役会として監査意見を形成することが求められている。

このような相当性の判断には、会計監査人との連携が重要なポイントとなる。

<業務監査>

他方、業務監査（取締役の職務執行の監査）は、その範囲が大変広範にわた

るものであるが、監査基準では、その中でも①取締役会等の意思決定の監査（14条）、②内部統制システムの整備状況の監査（15条）、③競業取引等の監査（16条）を挙げており、新会社法施行後も業務監査において重要な事項であり、今後も監査役が行う業務監査の中心的視点であろうと思われる。次章ではこれら事項を中心に取り上げ検討する。

監査役の業務監査

<表3>

規 定	内 容 (適法性および妥当性を含む)
商法 274 条 取締役職務執行監査 権	監査役は取締役の職務の執行を監査す (新会社法では381条)
商法施行規則 133 条 競業取引等について の監査に関する記載	<ul style="list-style-type: none"> ① 取締役の競業避止義務 取締役会社間の利益相互取引 ② 会社が無償でした財産上の利益供与 ③ 会社がした子会社又は株主との通例的でない取引 ④ 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続き
大会社の監査役会の 監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ① 営業報告書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 ② 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。 ③ 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
商法 275 条 株主総会での 監査役の口頭報告	本株主総会に提出されました議案について調査いたしましたが、法令・定款に適合しており、指摘すべき事項はございません。 (新会社法では384条)
監査役監査基準 第4章 業務監査 第13条2項	<ul style="list-style-type: none"> ① 監査役は、取締役会決議その他における取締役の意思決定の状況及び取締役会の監督義務の履行状況を監視し検証する。 ② 監査役は、取締役が、内部統制システムを適切に構築し運用しているかを監視し検証する。 ③ 監査役は、取締役が会社の目的外の行為その他法令もしくは定款違反する行為をし、又はするおそれがあると認められたとき、

	<p>会社に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき、</p> <p>会社の業務に著しく不当な事実を認めたときは、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じる。</p> <p>④ 監査役または監査役会は、取締役から会社に著しい損害が発生するおそれがある旨の報告を受けた場合には、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講じる。</p>
--	--

II. 監査役監査の最も大切な領域

1. 経営意思決定の監査

＜最重要項目＞

経営意思決定の監査は、一言でいえば経営判断の原則に従って意思決定が行われているかを見ようというものであり最重要項目といえよう。具体的な観点として、監査基準14条は、①事実認識に重要且つ不注意な誤りがないこと、②意思決定過程が合理的であること、③意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと、④意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと、⑤意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていることを挙げている。

経営意思決定の監査は、従来の監査役監査のスタンスから一步踏み出したものといつても良いように思われる。それは、得てして神学論争となりそうな妥当性監査的要素を多分に含むものと思えるからである。法的な権利・義務であるかの議論は別として、少なくとも近年の社会的な要請や委員会等設置会社における監査委員会の役割等と比較しても、現在の監査役会に期待される最大の機能といえるのであろう。

＜重要会議出席＞

一口に「経営意思決定の監査」といっても、それは大変困難なことであろう。そもそも監査役は重要な会議特に実質的な意思決定機関へ出席できているのであろうか。調査（「新監査役監査基準の実践状況に関するNETアンケート」月刊監査役NO502、05年7月号）によれば、68.3%の会社では何らかの形で出席しているようである。これは、逆にいえば約3割強の会社では実質

的な意思決定機関に出席していないことである。これらの会社ではどのように意思決定の監査が行われるのであろうか。今後の出席率向上が望まれる。

＜監査役会＞

さて、先述の通り、監査役は独任性ではあるが、会社規模が拡大・複雑化する今日監査役会としての組織的監査が期待される。監査役会は、日常会社に常駐し、社内事情に優れた常勤監査役と独立性があり客観的立場のある社外監査役から組織されるところに意義があるとされる。そのような常勤監査役と社外監査役とが一つとなった監査役会という機関を主体に活動することにより、また、社長との懇談・意見交換会、監査役会から取締役会への提言、妥当性・効率性への発言ができ、取締役にそれらを受け入れる環境があるかによって意思決定の監査の範囲は大きく変化するであろう。経営意思決定の監査は、意思決定の手続きに違法性はないのかを見るだけでは、今日の監査役の責務は全うしえないのであろう。

＜監査事例＞

経営意思決定の監査の事例としては、その行為自体は単純には違法行為とはならないが、全体としては善管注意義務違反を問われるような事例が挙げられる。そのような事例は、まさに監査役として指摘することが期待される事項といえるのではなかろうか。具体的には後述するが、政治献金問題に際して政治資金規正法には抵触しないものの、赤字企業が政治献金をすることが取締役の善管注意義務違反であると判示された事例がある（熊谷組事件 平成15年2月12日福井地判）。判示内容の評価は別としてこれまでほとんど違法行為と判断されるとは認識されてこなかった事項である。その他利益配当に関して、単純に単体決算が黒字で配当可能利益があるので配当を行ってよいのか（連結決算数値で見た場合に赤字であった場合はどうなのか）、業績に連動した配当を行う等配当政策が相当であるのか・明確化されているのかなどは単に適法であるか否かだけでなく取締役の善管注意義務という非常に判断の難しい事項への関与がより求められているといえよう。その他、新会社法に規定される「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について監査意見を述べるのであれば、多くの場合、それは単に適法か否かのものでなく多分に妥当性を含むものとなるし、徹底した議論があり結論に至るプロセスが明快なことが要求される。冒頭にも述べたように、経営意思決定の監査は、監査基準同様従来の監査役監査の意識・スタンスの変化が求められる項目といえる。

<経営判断原則>

経営意思決定の監査について、監査役監査実施要領では監査基準14条に規定される経営意思決定の監査の実施内容として以下の項目を記している（抜粋）。

*監査役は、取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関する、善管注意義務、忠実義務等の履行状況を、以下の観点から監視し、検証する（いわゆる経営判断原則）。

- ①事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
- ②意思決定過程が合理的であること
- ③意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- ④意思決定の内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと
- ⑤意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていること

<別紙1 参照>

*取締役会において必要があると認めたときの意見陳述は、各監査役が発言しうるが、事前に議題・資料を入手し、必要な場合は事前に内容の説明を受け、取締役会開催前に、意見陳述について監査役会において審議又は各監査役個別に協議を行う。意見陳述の必要性とその内容について、監査役の意見が一致の場合は、監査役の代表者が、監査役会としての意見を代表して陳述する。

<取締役会の活性が本命>

「実質的な審議がほとんどなされぬままに、トップの意向を忖度するだけに近い運営が常態となっているような場合は、取締役会による監督の機能が、実質的には失われている事になるので、監査役の立場から、取締役会の運営の有様を改善する働きかけを考えることが必要になってくる」（小川文夫 監査役は「業務監査」をどう行うのか 月刊監査役 NO 501 11頁）

*取締役が会社の目的の範囲外の行為その他の法令・定款に違反する行為をし、又はするおそれがあると認めたときは、監査役は、取締役会に報告し、必要と認めたときは取締役会の招集を請求する。また、法令、定款違反行為により著しい損害を生じるおそれがあると認めたときは、監査役は、取締役に対し、その行為の差し止めを請求しなければならない。

*取締役会についての監視、検証。

①取締役会前の調査

- 取締役会規定の確認、招集手続・付議事項の確認
- 議案・資料の事前入手、必要な場合に担当部門等から事前説明聴取
- 付議事項に関する取締役会前の監査役会又は監査役連絡会などにおける調査
- 上記の調査の結果、問題がある場合は、可能な限り取締役会の決議の前に、取締役等に対し、助言・勧告をし、又は差し止めの請求を行う

②取締役会の場における監査

- 定足数の充足、議事運営の方法の適法性、決議事項、報告事項の内容の適正性
- 必要な場合の監査役会代表又は監査役個別の意見陳述
- 決議事項の開示の必要性及び手続の検討は適切か

③取締役会後の調査

- 議事録の確認（経営判断原則を満たしていることの証拠となる記録や資料添付がなされているか等）
- 決議事項、報告事項の実施状況確認

*経営会議、常務会等に出席する場合は、監査役は取締役会に準じて調査を行い、必要と認められる場合は意見を述べる。経営会議・常務会等については、監査役の出席如何にかかわらず資料の事前入手と議事録の閲覧を行う。必要な場合は、事前に担当部門等から内容の説明を受け、問題がある場合は、可能な限り審議の前に、取締役及び使用人等に対し、助言・勧告を行う。

<監査役監査実施要領 第7項日常監査 第2より抜粋・編集>

2. 内部統制システムの整備状況の監査

1) 監査基準に規定される内部統制とCOSO報告書

＜次に重要な領域＞

監査役監査において、次に重要な領域は内部統制システムの整備状況の監査であろう。各社の内部統制システムの整備・運用状況については、2004年より

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況欄において開示がなされているものの、開示内容は、各社各様であり、また有価証券報告書の開示事項だけでは各社の状況を把握するには充分な開示とはいえない状況である。ただし、少なくとも開示事項から見て取れることは、各社においては COSO 報告書にある①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③関連法規の遵守という基本概念を念頭としている。後述するが、監査基準に定める内部統制とは例示する内容が異なる。

＜概念の差異＞

監査基準は、15 条において「内部統制システムの整備状況の監査」について規定する。そこでは、①「取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制」いわゆるコンプライアンス体制、②「会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制」、③「財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制」を含む内部統制システムを取り締役が適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならないとしている。

そして、そのためには取締役から内部統制システムの構築状況および運用状況について定期的に報告を受け、それらの報告のほか、内部監査部門等との連携・会計監査人からの報告等を受けることを定めている。

また、その監査結果については、適宜取締役会に報告し、必要あると認めたときは改善の助言又は勧告をしなければならないと定めている。

このように COSO 報告書の概念とは多少異なるものの、監査基準 15 条の定義は、「取締役の善管注意義務違反を監査する監査役の職責という観点から、監査対象としてまず含まれるであろうという事項を列挙」している。明記はしていないものの「監査役が効率性というものを監査対象として監査することを否定するものではない」および、財務情報等の開示体制では、財務情報のほかその他企業情報までを含めており若干の相違はあるものの、基本的な考えは COSO 報告書から外れるものではなかろう。

＜コンプライアンス体制＞

監査基準においても「内部統制とは何かについて、完全には応えられない」、「それぞれの企業で工夫して進めていただかなくてはなりません（座談会「監査役監査基準の全面改定」尾崎安央発言 資料版商事法務 NO 277 16 頁・17 頁）とされており、COSO 報告書の内部統制の概念は広く理解されているものの唯一絶対のものではなく、内部統制システムを確立する目的、すなわちゴールは監査基準も COSO 報告書も異なるものではない。中でも監査役にとって

は、法令等遵守体制（コンプライアンス体制）の構築のチェックが内部統制システムの監査の出発点といえるのであろう（別紙2参照）。

監査役の職責は、監査基準によれば、結局「企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保すること」とされており、内部統制システムの構築・運用のチェックもその手段の一つであるといえよう。であるならば、実務においては、どのような監査活動を行うことによって監査基準に示されている監査役の職責ひいてはその職責を果たすために重要である適切な内部統制システムの構築・運用の確認ができるのであろうか。

2) 各社におけるコーポレート・ガバナンスの開示状況

＜各社各様＞

日本経済新聞社が平成17年1月16日に公表のCSRランキング上位10社の2004年有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」の記載状況を見ても、先述の通り内部統制システムについては、COSO報告書の考え方を基本的バックボーンとはしているもののその記述は様々である。例えば、コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方についても、「継続的な企業価値の向上」、「長期的な企業業績の維持向上」、「存在を期待される企業になる」など様々であり、各社が開示している内部統制システムというのも、①「コンプライアンス委員会」、「企業倫理委員会」、「CSR推進室」、「ビジネスリスク」などリスク管理に関する委員会などの設置や「企業倫理ホットライン」等通報体制の整備がなされていること、②独立した内部監査を設置し、継続的な実地監査を実施していること、③監査役を補助する体制の確保として監査役スタッフの充実が挙げられている。各社の開示内容は多様であり一つのモデルケースを想定するのは困難であるが、上記①～③をベースに考えるならば、①（委員会組織でなくともよいが）自社における法令遵守や企業倫理の確立・遵守、自社におけるビジネスリスクを中心としたリスクの想定・対応・マニュアルの整備などがなされ運用されているか、また適宜継続して見直し、社員への教育が行われているかなどの確認が最低限必要なのであろう。②については、大規模な公開会社においては今後もさらに重要な位置付けを占めるであろう。

＜独立した内部監査部門＞

大規模な公開会社においては、3～4名が多いとされる監査役員数の中で取締役の職務執行すべてを監査することは、物理的に困難なことである。そのような会社においては、内部統制システムの整備云々という議論がなされる以前より実務上多くの場合、所管部門からの報告を受け監査の心証を形成し、疑問

があれば現場へ赴き確認(往査)が行われていたはずである。また、常勤の監査役が義務付けられた昭和56年改正以降は重要な支店・子会社への往査は、より定期的に行われるようになり、報告を受けるのみで行う場合よりさらに監査の品質向上が図られたといえよう。上記②にあるように独立した内部監査を設置し、継続的な実地監査の実施がなされ、監査役に適宜或いは定期的報告されることは重要事項である。

3) 小括

＜一般的モデル＞

そのような中、今日的には、内部統制システムの構築・運用がクローズアップされ、新会社法では、監査役設置会社においても、内部統制システムの大綱は取締役会の専決事項とされており、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(新会社法362条4項6号)が求められてくる。監査役会の監査報告の内容は、法務省令に委任されていることから詳細は明らかでないが、先述の通り何らかの記載が求められてくれることが予想される。現在のところ内部統制システムの一般的なモデルは確立されておらず、一般事業会社においては、内部監査が存在しない会社も少なくなく本社スタッフがその任を代わって担うこともある。

＜第一義的な監視・検証＞

監査役監査においてこれら内部統制部門との連携がますます重要になってくることは言うまでもない。近時の企業不祥事では内部統制システムの整備・運用が不十分であったことに起因する事例が見受けられるが、内部統制システムの構築・運用は、広義の取締役の善管注意義務の一つと一般的には認識されており、構築・運用のチェックは取締役の責務である。これら機能がなされているかの第一次的な確認は内部監査・本社スタッフ部門等をはじめとする内部統制部門によって行われる。監査役は、それらを中心に監視・検証することが求められており、先に見た経営意思決定の監査が、監査役が第一義的に監視し、検証しなければならない点と異なる。

委員会等設置会社においては、「監査委員会の職務の遂行のために必要な事項」を営業報告書において開示しなければならない。次章では、これらを監査役会の職務の遂行のために必要な事項と読み替え、監査役を補助する体制の確保として監査役スタッフの充実などどのような事項が求められるかを検討したい。

3. 競業取引等の監査

＜3番目の位置づけ＞

監査基準の第4章に掲げられる業務監査において重要度の3番目に位置付けられるのが133条監査と考える。競業取引等の監査、いわゆる133条監査は、従前の7条監査と呼ばれていた当時から監査役監査において重要な監査項目の一つであった。また、監査報告書においても、同条の規定では、取締役の義務違反がある場合にはその事項に関する事項は各別に記載しなければならないとされるだけであったが、下記のような規定背景や監査役協会の監査報告書ひな型が法令に規定される項目にできるだけ忠実な形式であったこともあり、監査報告書において相応な記載事項となっている。取締役の職務執行の監査（業務監査）、とりわけ適法性監査における重要事項であり、取締役の職務執行に関する事項であることから、監査役だけが同条の各事項の監査を有効にできる唯一の担い手であるといえる。

133条監査の規定は、昭和56年商法改正時に制定された「大会社の監査報告書に関する規則」7条に規定されたことから、従来「7条監査」として認知されていたものであり、同条に規定される事項は、類型的に取締役の法令違反行為が行われやすいことから特に監査役の監査においての重要事項として規定されたものといわれている。特に同条1項2号（現 行規則133条1項2号）に規定される「会社が無償でした財産上の利益供与」については、昭和56年商法改正時に、294条ノ2（現 295条）「株主の権利の行使に関する利益供与」の規定が新たに追加され、いわゆる総会屋撲滅のために規定されたこともあり尚のこと適法性監査の中心事項の一つとされたのであろう。

＜頻度は少ない＞

競業取引等の監査など133条監査に関する基本的理解については、別紙3の通りであり、その他関西支部監査実務研究会において各号ごとの詳細な研究がされている。また、個別の監査実施事項については監査実施要領に記載がされている。敢えてこれらをベースに監査役からの視点に立ち検討を加えるならば、①例えば、現行商法では取締役の利益相反・自己取引に関する責任論では、法の解釈上同条違反行為は無過失責任であるとされるのが通説であり、これについて取締役に対し過重な責任を負わせるものである等の議論もあるが、監査の視点から見れば無過失責任であるか、過失責任であるかの議論は大きな問題ではなく、違反行為の有無が大きなポイントである。②会社が無償でした財産上の利益供与について、政治献金等の株主権の行使に関しないものについても、株主代表訴訟の対象となってきている。支出を行う際の取締役・取締役会の意

思決定の過程がクローズアップされてきている。取締役会の意思決定の監査は、その他の規制における場合にも重要性は高く、大きなポイントであることは先述の通りである。③133条監査における提案事項として、

- イ. 取締役との間で、取締役から監査役への報告の仕組みや報告事項の協議が是非とも必要であり、監査基準27条に規定される監査環境の整備の一環でもある。
- ロ. 抑止力・牽制、また、監査証跡を残すという観点から133条監査各事項について取締役から違反行為のない旨の確認書を徴収することが挙げられる（別紙4参照）。

以上、現在においても133条監査については、監査報告書でも大きな記載事項となっており、重要事項の一つではあるがそのプライオリティについては時代背景が変化してきているのではなかろうか。

III. 監査役会の強化策

1. 委員会等設置会社における「監査委員会の職務の遂行のために必要な事項」の営業報告書における開示と監査役会の職務遂行のために必要な事項

委員会等設置会社においては、商法特例法21条の7第1項2号にて、「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」を取締役会にて決定することを求め、具体的な必要事項を施行規則193条に規定する。また、監査委員会は、その「決議の内容が相当でないと認めるときはその旨及び理由」を監査報告書に記載しなければならない（商法特例法21条の9②1）。他方、監査役設置会社においても、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条4項6号）が求められるようになり、委員会等設置会社のそれと全く同様の規定ではないであろうが、同趣旨の決議内容及び監査報告書への記載が必要となってくるのではなかろうか。いずれも法務省令で定める事項とされており現段階においてははっきりとはしない。

2. 商法施行規則193条の読み替え

ここでは、現行の施行規則193条に規定される各事項に沿って、監査役設置会社の監査役会の職務遂行のために必要な事項を検討することも全く無意味

ではないであろうとの考えに基づき、別紙5商法施行規則193条の分析（営業報告書における委員会等設置会社の開示事例）からみてとれる各事項についてのポイントを例示する。

下線部は読み替え部分を示す

1号 監査役会の職務を補助する使用人に関する事項

- ①監査役設置会社と委員会等設置会社。監査役会と監査委員会。監査品質はイコールでないといけない
- ②専任スタッフと兼務スタッフの相違点。メリット・デメリットの検討とデメリットへの対応策の整理
- ③監査役スタッフの重要性の再確認
- ④内部監査部門は、経営者直轄でないといけない。一部門長の指揮命令系統下ではいけない

2号 前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

- ①任命・異動・評価など監査役会の事前の同意
 - ②スタッフも業務の遂行に係る役職を兼務しない
 - ③スタッフの人事ローテーションの制度化
- 監査役室は取締役会等様々な情報が入手できる。人を育てるという機能が注目される

3号 取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項その他の監査役会に対する報告に関する事項

- ①内部監査部門等の監査結果の報告は重要
- ②取締役及び従業員から監査役会に報告すべき事項の規定化
- ③内部通報制度の充実と通報内容の監査役会への連絡
- ④監査役会での取締役による定期的報告
 - 取締役会における報告との相違点
 - ・取締役会での報告聴取は報告を受けるのみになりがち。一方通行
 - ・監査役会ではプラス意見交換が入りやすくなる
 - 取締役の監査役会での報告には日程調整など監査役スタッフがいないとスムーズに話が進まない事項
- ⑤仮に取締役会・経営会議等が形骸化してくると意思決定者が曖昧になってくる。つまり責任の所在が不明確になってくる。
 - 決議事項に対する報告事項として経過・変更点・結果を報告してもらう

4号 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ①文書管理規定の存在

5号 損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関する事項

- ①リスク管理規定がある。危機管理委員会がある。リスクマネジメント担当役員がいる
→各部門ごとの重大リスクのリストアップと全社的な視点でのリスクの管理・把握
- ②監査役の視点としては、内部監査部門等が上記などの規定の整備、体制整備が行われているかをチェックしているかを確認する
→結果報告を受け、助言・勧告等を行う

6号 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

- ①業務の適正を確保するための体制には内部監査は不可欠。ただし、内部監査は非効率な事項の指摘に留まる場合もあるので、その場合効率的な事項への監査役の助言がいる
- ②取締役やトップが関与する事項では、監査役が直接的に行動を起こさない機能しない。取締役会での監査役会からの報告・提言もそこに重要性がある
- ③本号の監査において、クローズアップされるであろう経営意思決定の監査は、監査役会によってシステムティックに行われることで機能すると考えられる。その為には、監査基準4条第3項にあるように他の監査役との情報の共有が大事

これらの例示された体制が確保されれば、今後も更に評価される監査体制が整うものと考えられる。

結語

<2つのポイント>

ここまで会社法制の現代化(新会社法)及び監査基準の改定による、監査役監査の変化について見てきた。特に会社法制の現代化(新会社法)による変化のポイントは大きく二つであると認識している。一つは機関構成の柔軟化により、中・小会社の譲渡制限会社では監査役を設置しないことも許容されることである。また、設置の必要はなしとまではならないものの譲渡制限のある大会社では監査役会が置かれず非常勤の監査役（一人）のみが存在すれば足りるということにもなる。したがって、公開会社における監査役会・常勤監査役・社外監査役・専任スタッフの役割が重要になり注目される。公開大会社にあっては、日本に

おける業務監査の専門家としての機能が期待される。二つ目は、大会社にあつては、取締役は内部統制システムの導入を実施しなければならない点である。現行においても取締役の善管注意義務として、裁判例・学説では認識されているところであるが明文をもって明らかにされたことに重みがある。以上の二つの課題に対応するには、これまで述べたとおり内部監査部門等をはじめとする内部統制部門との連携、活用および会計監査人との連携、活用が不可欠となる。内部統制システムの整備・運用状況の確認をはじめ内部統制部門の果たす役割は非常に大きい。また、内部統制部門が機能しなければ監査役監査の品質にも大きな影響があるといわざるを得ないであろう。その意味において、監査役会には内部監査部門等の監査結果の活用のみならず内部統制部門の機能の評価も求められる。内部監査部門等をはじめとする内部統制部門は基本的には、経営者が自身の指揮命令の統制チェックを目的に組織されるものである。したがって、経営者や取締役に対しての内部監査機能には限界があることを留意しておかなければならない。この限界には、133条監査事項にも当てはまる所以であり、監査役監査において133条監査が一定のウェイトを占める所以もある。

<監査役会の強化>

今日監査役会には、経営意思決定の監査が最重要項目であることを主張した。それは一言で言えば、II-1. 経営意思決定の監査で見たように、監査基準同様、従来の監査役監査の意識・スタンスの変化が求められている。なぜなら多分に効率性に踏み込む面があり、徹底した議論があつて結論に至るまでのプロセスが明快でないといけないからである。個々の監査役としての活動のみならず監査役会としての取締役会への対応、社外監査役との情報共有、社外監査役の意思の監査役会意見への反映などが必要であろう。これら事項の充実には、監査役スタッフ体制等の充実がより重要なファクターになってくる。監査役スタッフの充実には、III. 監査役会の強化策 2. 商法施行規則193条の読替えでみた同条1号・2号のポイントや別紙5にて示した監査役設置会社に当てはめるのに有効と考える項目が参考となろう。

監査役には、単に法令に適法か否かのチェックだけではなく取締役の善管注意義務等という非常に広範囲な事象への視点が今まで以上に必要とされている。そこでは、効率性に関わる事項への助言・提言も当然に行われるべきであり制限されるものではない。経営意思決定の過程を見ることにより業務の妥当性が確保されているかを判断し、意見を述べることが求められているのである。

公開大会社の監査役は大変難しい仕事を引き受けることになる。

以上

経営判断原則

5つのポイント	摘要	具体的事例
(1) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと	① 意思決定のために必要な情報は十分に得ているか ② 情報（事実、計数、予測）は正確、客観的、中立的か	• 戦略製品総売上の傾向 • 事業分野別収支管理 • 税効果会計
(2) 意思決定過程が合理的であること	① 法令・定款、決裁権限規程等に準拠した意思決定か （取締役会、経営会議等の付議基準、招集手続、議事運営等を含む） ② 代替案や想定しうる利益・不利益等必要事項の検討・審議が行われているか ③ 必要な場合、該当案件についての専門家の見解を徴しているか	• 計画と実績との差異分析 • 費用対効果の明確化 • 複数購買等の相見積り
(3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと	① 業法や定款で認められる範囲内か ② 株式会社、経済・市場秩序、その他一般刑事事項等に対する法規制に違反していないか ③ 必要な場合、弁護士等の専門家の見解を徴しているか	• 外部の視点 • 企業倫理や企業行動基準
(4) 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと	① 集めた情報と適正な検討・審議に基づく合理的な結論となっているか	• リスク管理
(5) 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされていること	① 取締役個人の保身や利得を得ることを目的としていないか ② 親族・友人等、会社以外の第三者の利益を図るためにではないか	• 会社の長期成長の視点

内部統制システム整備状況の監査（コンプライアンス）

別紙 2

	分類	監査項目	チェック項目	ポイント
① 法 令 遵 守 等	<1> 法令遵守	1. 会社が倒産の危機に陥る	・ 危機意識が薄いのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒産の危機感が薄ければどんな検証システムも意味がない。 ・ 法令遵守だけではモグラたたきになる。 ・ コンプライアンス重視の必要性 ・ ステークホルダーの変貌 ・ 不祥事を隠し通せない時代になった
		2. 検証システムがある	・ 上位 20%の洗い出しで 80%の効果あり	
		3. モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抑止力になっているか ・ 不正防止 ・ 評価と連動しているか 	
	<2> 企業倫理	1. オープン	・ 隠し事が無い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業倫理がしっかりとていれば法令遵守もしっかりとしている。 ・ 「法律には抵触していない」では済まされない ・ 規定外の対応に企業行動規範の登場
		2. フェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 儲ければ何をしても良いものではない ・ 公正 ・ 嘘・誤魔化しが無い 	
		3. ベスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一所懸命 ・ 高品質を目指す 	
	<3> 良い会社	1. 企業の行動基準 (会社は社会の公器)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報・顧客情報の保護 ・ 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引 ・ 企業情報を積極的かつ公正に開示 ・ 従業員の多様性、人格、個性を尊重 ・ 環境問題への取り組み ・ 社会貢献活動 ・ 反社会的勢力との対決 ・ 国際的事業活動においてはその国に貢献する経営を行う ・ 社内外への周知徹底 ・ 厳正な処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者・顧客からの問い合わせ等には誠実に対応する 等 ・ 過度な贈答・接待 等 ・ ステークホルダーに対して、適時適切に情報開示 等 ・ 多様な人材が個々の能力を十分に発揮できる人事待遇制度を構築する 等 ・ 人類共通の課題にして企業の存在と活動に必須の要件 等 ・ 企業のみならず従業員の自発的社会参加を支援 等 ・ 業界や地域企業と連携し、威嚇には警察等と連携 等 ・ 國際ルール・経営の現地化 等 ・ 経営トップの仕事であり相談窓口を整備すること 等 ・ 原因究明再発防止、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任 等
		2. 情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナス情報が適切にトップに伝達 ・ 執行部以外の内部通報システムが存在し機能しているか ・ 緊急時初期対応手続きの仕組（クライシスマネジメント） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風通しの良い会社 ・ 企業風土の改善努力の必要性 ・ 米国企業改革法 301 条（内部通報システム）
		3. 戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別化 ・ 選択と集中 ・ コストダウン ・ 時間短縮 ・ キャッシュフロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「良い会社」であれば企業倫理もしっかりとしており、法令遵守もしっかりとしている。 ・ 戦略がしっかりとしている企業でないと徹底できない ・ やり切れる事が重要である

※ 内部統制は執行部だけでは完結しない（内部監査部門の監査の報告を受けて監査役会として対応する。取締役の職務遂行の監査）

	分類	監査項目	チェック項目	ポイント
② リス ク 管 理	<1> 企業のリスクとは	1. 企業存在そのものがリスク 2. ノーリスク、ノーリターン 3. 人為的か天災か 4. リスクは顕在している 5. 将来での損失 6. 費用対効果がマイナス	・ リスクヘッジをしているか ・ 保険を掛けてるか ・ リスクをよく理解しているか ・ 執行部が自律神経失調になってないか ・ 突発事故は後の対応がむしろ大切である	・ ステイクホルダーの期待と企業行動のズレがリスク ・ コンプライアンスリスクの登場 ・ 最大のリスクはリスクをリスクと感じないこと ・ リスクを許容範囲内に収める ・ 企業統治が問われる
	<2> リスク管理体制の構築	1. リスク管理の仕組み 2. 監査役の重要会議出席 3. リスク管理の体制	・ 識別分析 ・ 発生防止 ・ リスク顕在化時の対策 ・ リスク管理担当組織 ・ トップ自ら本部長就任	・ リスク未然防止を念頭に ・ 執行部が責任を持つことであるが、監査役は外部の目でモニタリングし問題点を助言する ・ 内部監査部門の機能 ・ 外部コンサルタント導入
	<3> リスク管理プロセスの有効な運用	1. リスク洗い出し 2. リスクの重要度評価 3. リスク重要度別監視活動 4. リスク顕在化時の対応策	・ 緊急時初期対応マニュアル ・ リスク評価の見直し ・ 他社不祥事を見ての自社点検 ・ 監査役への報告	・ 監査役への報告体制 ・ 社長の意識
③ 企 業 情 報 を 適 正 か つ 適 時 開 示	<1> 企業情報の透明性・信頼性とは何か	1. 現在状況を正確に 2. 将来情報は的確か（公約） 3. トラブルが発生してからの企業情報が大切 4. 過去データに嘘ないか	・ 社告 ・ 有価証券報告書・総会招集通知・決算短信 ・ 改ざん ・ 偽装 ・ 過大、過剰になってないか	・ チェックシステムの存在 ・ 信頼できる会社としての情報発信 ・ 企業情報によってはリスクを広げる結果になる
	<2> 継続企業の前提に係る	1. 重大な事故 2. 企業の健全性に影響	・ バランスシート ・ 監査役への報告	・ 企業の健全性は確か ・ 米国企業改革法 404 条（財務内容の信頼性）

※COSO報告書とは、トレッドウェイ委員会組織委員会（Committee of Sponsoring Organization of the Treadway Commission : COSO）から1992年に公表された「内部統制—統合的枠組み(Internal Control-Integrated Framework)」と題する報告書を言う。その定義は、①業務の有効性と効率性②財務報告の信頼性③関連法規の遵守という3つの内部統制の目的と、①統制環境②リスクの評価③統制活動④情報と伝達⑤監視活動という5つの内部統制の構成要素から成り立っている。

企業不祥事の4つの波

時代	内容	論点	企業を取り巻くステークホルダーの変貌
1960年代までのもの	産業公害・環境破壊・欠陥有害商品・誇大広告・不当表示等 企業活動の過程で事後的に発生し、結果として反社会行為になったもの	企業の社会的責任や企業倫理が問われた	1. 監督官庁 検査摘発型行政へ
オイルショック後のもの	投機・買占め・売り惜しみ・便乗値上げ・株価操作・脱税・背任・増収賄等最初から反社会的であることを知りながら、意図的にひきおこされたもの 悪質化・金額が拡大	企業の社会的責任や企業倫理が問われた	2. 金融機関 取引先を選別
1990年代のもの	価格カルテル・入札談合・増収賄・業務上過失致死・私文書偽造・不正融資・内部取引、利益供与・損失補填・粉飾決算等 さらに悪質化、金額拡大	企業の社会的責任、企業倫理に加え企業統治が問われた	3. 同業団体 業界横並び経営手法の終焉
2000年代のもの	集体食中毒・食肉偽装・リコール隠し・原子力発電所の損傷隠し&点検改ざん 防衛装備品の水増し請求等社会的影響拡大、消費者の信頼を損ねる、 内部告発により発覚	企業の社会的責任、企業倫理、企業統治が問われた	4. 株主 安定株主が物言う株主へ 5. 消費者 供給側主導から消費者主導へ 6. 従業員 企業への忠誠心低下 7. その他 企業倫理を求める一般社会 8. 安心・安全が大切な時代

※ 日本経団連：第一回企業行動委員会企画部会概要

※ 監査法人トーマツ：リスク・マネジメント

	根拠となる条文	具体的な内容
商 法 施 行 規 則 133 條 監 査 の 体 系	1. 商法施行規則 133 条 (競業取引等についての監査に関する記載)	(典型的なもの、取締役の義務違反が生じやすいもの) (その事項ごとに監査の方法の概要を記載) 1. 取締役の競業避止義務と利益相反取引 2. 会社が無償でした財産上の利益の供与……反対給付が著しく少ない財産上の利益の供与を含む 3. 会社がした子会社又は株主との通例的でない取引 4. 自己株式の取得及び処分又は株式失効の手続き
	2. 商法特例法 14 条の 3 項 3 号 (監査役会の監査報告書) <新会社法 390 条 2 項>	(一般的な違反を想定) <ul style="list-style-type: none"> 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大なる事実ありたるときは其の事実
	3. 商法 281 条の 3 第 2 項 10 号 (監査役の監査報告書) <新会社法 381 条>	
	4. 商法 264 条第 1 項 (取締役の競業避止義務) <新会社法 356 条>	(会社ひいては株主の利益を保護するねらい) <ul style="list-style-type: none"> 取締役が自己又は第三者の為に会社の営業の部類に属する取引を為すには取締役会に於いて其の取引に付重要なる事実を開示し其の承認を受くることを要す
	5. 商法 265 条第 1 項 (取締役会社間の取引、利益相反取引) <新会社法 356 条>	<ul style="list-style-type: none"> 取締役が会社の製品其の他の財産を譲受け会社に対して自己の製品その他の財産を譲渡し会社より金銭の貸付を受けその他自己または第三者の為に会社と取引を為すには取締役会の承認を受くることを要す (直接取引) 会社が取締役の債務を保証し其の他取締役以外の者との間に於いて会社と取締役との利益相反する取引を為すとき亦同じ (間接取引)
	6. 商法 266 条 (取締役の会社に対する責任) <新会社法 423 条 3 項、428 条>	<ul style="list-style-type: none"> 商法 266 条 1 項 4 号…「利益相反取引を為したるとき」を明記している
	7. 商法 295 条 (株主の権利の行使に関する利益供与) <新会社法 120 条>	
	8. 商法 211 条の 3 (定款の授權に基づく取締役会決議による取得) <新会社法 165 条 2 項>	
	9. 大会社の監査報告書のひな型	<ul style="list-style-type: none"> 監査役の監査の方法の概要。上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました 監査の結果。取締役の義務違反は認められません
	10. 監査役監査基準 16 条 (競業取引等の監査)	<ul style="list-style-type: none"> 社内部門等からの報告又は監査役の監査の結果、取締役の義務に違反し又はするおそれがある事実を認めたときは、監査役は必要な措置を講じなければならない
	11. 監査役監査実施要領第 7 章 (商法施行規則 133 条監査)	<ol style="list-style-type: none"> 競業取引、利益相反取引。その取引に該当するか否かの判定が適正になされる仕組みになっているか 無償の利益取引。特別な支出にあたっては監査役に事前に報告される仕組みになっているか 通例的でない取引。通例的でない取引について、報告を受ける仕組みを取締役と協議し、適時に報告を受ける 自己株式の取得、処分又は株式失効の手続き。適法な開示がなされているか確認する

商法施行規則 133 条監査（2）

	項目	着眼点	個別監査実施事項	必要監査事項										
① 競業取引	<p>1. 取締役の競業取引</p> <p>(1)取締役が自己のために会社の営業の部類に属する取引をなす場合会社が現に行っている事業と市場において競合し、会社と取締役との間に利益の衝突をきたす恐れのある取引をいう。</p> <p>(2)取締役が第三者（同種の営業を行う他の会社の代表取締役を兼ねその会社が同様の取引をなす場合も含む）の為に、同様な取引をなす場合。</p> <p>注) 1) <u>兼務している会社が 100%子会社である場合は該当しない。</u></p> <p>2) 兼務の状況が下の欄の○印の場合は該当。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>甲会社（親会社）</td> <td>乙会社（子会社）</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 代表取締役A</td> <td><input type="radio"/> 代表取締役A</td> </tr> <tr> <td>代表取締役A</td> <td><input type="radio"/> 取締役A</td> </tr> <tr> <td><input type="radio"/> 取締役A</td> <td>代表取締役A</td> </tr> <tr> <td>取締役A</td> <td>取締役A</td> </tr> </table> <p>3) 兼務が取締役会で承認され、その取引の内容が報告されている場合には改めて報告する必要はない。</p>	甲会社（親会社）	乙会社（子会社）	<input type="radio"/> 代表取締役A	<input type="radio"/> 代表取締役A	代表取締役A	<input type="radio"/> 取締役A	<input type="radio"/> 取締役A	代表取締役A	取締役A	取締役A	<p><商法 264 条></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役（執行役員は対象外） 2. 自己又は第三者の為に（甲社で必要） <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲社の取締役Aが自ら個人商店Aとして ・ 甲社の取締役Aが競業X社の代表取締役 ・ 甲社の取締役Aが競業X社の重要株主 ・ 競業X社が 100%子会社なら要らない 3. 会社の営業の部類に属する取引を為す <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款所定の目的 ・ 市場で競合し競業が会社に損害を与える 4. 取締役会に於いて 5. 重要な事実を開示し（開示無ければ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役会の承認あっても決議無効 6. 其の承認を受けることを要す <ul style="list-style-type: none"> ・ 事後承認は認めない ・ 特別利害関係人は決議不可、議長不可、審議可（商法 260 条の 2 第 2 第 3） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 附属明細書に記載されているか（商法施行 108 条 1 項 1 号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 兼務の状況（重要でないものを除く） ・ 他の会社が当社の営業と同一の部類に属するときはその旨を付記 2. 株主総会参考書類（商法施行 13 条 1 項 1 号） <p>※取締役又は監査役の選任に関する議案の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者が他の会社の代表者か ・ 会社との間に特別の利害関係あるか ・ 就任の承認を得ているか 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役から監査役への報告の仕組みがあるか 2. 監査役会は取締役から、特に問題が無い旨の「確認書」をとる
甲会社（親会社）	乙会社（子会社）													
<input type="radio"/> 代表取締役A	<input type="radio"/> 代表取締役A													
代表取締役A	<input type="radio"/> 取締役A													
<input type="radio"/> 取締役A	代表取締役A													
取締役A	取締役A													

商法施行規則 133 条監査（3）

② 利益 相反 取引	<p>2. 取締役・会社間の自己取引</p> <p>取締役個人と会社との間で商品・財産等の売買や金銭の貸借、債務の保証がある場合</p> <p>該当する取引例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①会社からの金銭の貸借(従業員当時から継続している住宅資金の貸与を含む) ②会社の商品・財産で相当額のものの購入・貸借 ③会社から取締役への贈与 ④取締役が会社に対し負担する債務の免除 ⑤取締役が第三者に対し負担する債務の保証 ⑥社宅規程等に基づかない社宅の提供 ⑦取締役個人による 100%子会社への高額な工事等の発注 ⑧会社が第三者(取締役が他の会社の代表取締役を兼ね、その会社が同様の取引をなす場合も含む。但し、100%出資の子会社は、対象より除外)のために、同様な取引をなす場合。 	<p><商法 265 条></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役 2. 自己又は第三者の為に <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接取引…相手の代表取締役に就任 ・ 間接取引…甲社の代表取締役が 甲社取締役の債務に甲社を 代表して銀行と保証契約締結 3. 会社と取締役との利益相反取引 <ul style="list-style-type: none"> ・ 競業取引より複雑 ・ 取引の有効性 (競業取引と異なる)。 原則として無効。 しかし会社は第三者に対してはその悪意を証明しなければ無効を対抗できない。 4. 取締役会の承認があっても 4 号責任が残る(商法 266 条 1 項 4 号) 無過失責任 (うつかり) <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等設置会社では過失責任なので監査制度でも新会社法で調整 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貸借対照表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭債権はその総額を注記 (商法施行 71 条) ・ 監査役は利益相反なし (取引をしないので) 2. 附属明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益が相反するものの明細 (商法施行 107 条 1 項 10 号) ・ 兼務の状況 (商法施行 108 条 1 項 5 号) 3. 株主総会参考書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨 ・ 及び就任の承諾を得ていないときはその旨 (商施行 13 条 1 項 1 号) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役から監査役への報告の仕組みがあるか 2. 監査役は取締役から、特に問題が無い旨の「確認書」をとる

	項目	着眼点	個別監査実施事項	必要監査事項
③ 無 償 の 利 益 供 与	<p>3. 株主権の行使に関する利益供与</p> <p>株主との取引や接触があった場合</p> <p>1) 該当する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株主が関わっている情報誌などの購読、団体等への入会及び広告費や寄付金の支払 ② 株主との懇親会や贈答など ③ クーム処理で株主に特例的便宜を図る場合 ④ 株主の訪問を受け、何らかの要求を受けて応じた場合 <p>2) 該当しない例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日常的営業取引の相手が当社の株を所有している場合 ② 親子会社間の営業取引 ③ 社会的良識の範囲のものや、従業員持株会に対する奨励金など <p>4. 無償の利益供与</p> <p>寄付金や交際費などで社会的良識に照らして過大なものや不当な支出がある場合。</p> <p>該当する例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 子会社の支援で寄付金になるもの ② 過大な政治献金やパーティー券の購入、社費で行った議員への当選祝等 ③ 過大な寄付金や交際費 	<p><商法 295 条></p> <p>2つの異なる「利益供与」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主の権利の行使に関する利益供与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確に禁止 ・ 総会屋に限定せず ・ 無償か有償か問わず ・ 会社運営の公正（とりわけ株主総会運営） 商法 295 条 4 項により株主は総会屋に対しても代表訴訟が可能 ・ 供与の相手は株主に限らない ・ 株主の権利行使に関する全て ・ 会社又はその子会社の計算において（純粋なポケットマネーなら問題なし） ・ 雑誌代等の財産価値のある利益すべて 2. 株主の権利の行使に関しない無償の利益供与 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確に禁止されているだけでなく、善管注意義務違反・忠実義務違反の問題 ・ 政治献金、寄付等 ・ 「無償の利益供与」が問題 ・ 具体的な法令に違反していないこと ・ 会社との間に利害関係がないこと ・ 十分な調査、検討がされていること（重要） ・ 判断の内容が著しく不合理でないこと 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無償の利益供与に関する情報開示 <ol style="list-style-type: none"> ① 附属明細書 販売費及び一般管理費の明細は、無償の利益供与に関し、監査役が監査をするについて参考となるように記載しなければならない（商法施行 108 条 3 項） 2. 交際費、広告宣伝費、寄付金を具体的に個別毎にチェックする 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別な支出にあたっては、監査役に事前に報告される仕組み 2. 監査役は取締役から、特に問題が無い旨の「確認書」をとる

商法施行規則 133 条監査（5）

	項目	着眼点	個別監査実施事項	必要監査事項
④ 子会社・株主との非通例的取引	<p>5. 子会社又は親会社との通例的でない取引</p> <p>子会社または親会社との取引で一般の商慣習になじまない取引がある場合（含海外子会社）</p> <p>該当する例</p> <p>①一方的な取引条件の変更</p> <p>②非継続的な取引</p> <p>(1)時価より著しく高価又は廉価な不動産、動産などの売買</p> <p>(2)通常の賃料によらない不動産、動産などの賃貸借</p> <p>(3)親会社費用（寄付金、交際費など）負担の要請など</p> <p>(4)余剰人員の押しつけ、派遣の要請など</p> <p>(5)無償の技術供与</p> <p>(6)親会社などが発行する出版物の多量な購入及び多額な広告料</p> <p>③異常な取引</p> <p>(1)異常な違算や返品、決算期前後の巨額取引</p> <p>(2)債権放棄など</p> <p>(3)不当な値引き</p>	<p><条文なし></p> <p>善管注意義務違反の問題の1つ</p>	<p>1. 営業報告書</p> <p>1) 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の企業結合の状況（商法施行 103 条 1 項 3 号）</p> <p>2) 上位 7 名以上の大株主及びその持ち株数の数並びに当該大株主への出資の状況（商法施行 103 条 1 項 7 号）</p> <p>2. 附属明細書</p> <p>1) 支配株主に対する債権及び債務の明細（商法施行 107 条 1 項 7 号）</p> <p>2) 各子会社が有する計算書類作成会社の株式数（同 8 号）</p> <p>3) 取締役、執行役、監査役又は支配株主との間の取引及び第三者との間の取引で計算書類作成会社と取締役、執行役、監査役又は支配株主との利益が相反するものの明細（同 10 号）</p>	<p>1. 通例的でない取引について、報告を受ける仕組み</p> <p>2. 監査役は取締役から、特に問題が無い旨の「確認書」をとる</p>
⑤ 自己株式の取得及び処分等		<p>① 自己株式の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> 定款の定め（商法 211 条の 3 第 1 項 2 号） 取締役会決議 市場取引または公開買い付け……相対取引はできない 定時総会における事後の報告 <p>② 自己株式の保有…金庫株改正後、目的・期間の制限がなくなった</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決権や配当請求権はない <p>③ 自己株の処分</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として取締役会決議（商 211 条） 自己株式の消却には登記手続き要す（商 212 条） 	<p>1. 貸借対照表…自己株式の部に区分</p> <p>2. 営業報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> その営業年度中に取得した自己株式（商法施行 103 条 1 項 9 号イ） その営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式（上記 9 号ロ） その営業年度中に定款授権に基づく取締役会決議により買い付けた自己株式（上記 9 号ハ） その営業年度中に処分した自己株式（上記 9 号二） その営業年度中に株式失効の手続きをした自己株式（上記 9 号ホ） 決算期において保有する自己株式（上記 9 号ヘ） 	

別紙4

平成〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社

監査役会 御中

取締役

印

**商法施行規則第133条第1項（競業取引等）の
監査事項に関する回答書**

平成〇〇年〇月〇日付お問い合わせの首題の件について

1. 取締役の競業取引

2. 取締役・会社間の自己取引

3. 株主権の行使に関する利益供与

4. 無償の利益供与

5. 子会社又は親会社との通例的でない取引

のいずれに関しても報告すべき事項はありません。

尚、既に取締役会で承認されたものについては本回答書より除外しています。

以上

商法施行規則 193 条の分析

別紙 5

※ 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項に関する取締役会の決議の概要

現行の商法施行規則 193 条	具体的な実例集	監査役制度でのポイント
1. 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項	<p>1. 内部監査部門は、監査委員会の職務の補助を行う。</p> <p>2. 監査委員会の職務を補助すべき組織として監査委員会事務局を置く。</p> <p>3. 監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役会室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を 3 名以上置きます。また、経営オーディット部門及び法務コミュニケーション部門も取締役会及び各種委員会の事務を補助します。</p> <p>4. 監査委員は、その職務の執行に必要な場合は、コンプライアンス統括室内部監査グループ所属員に監査委員会の職務の遂行の補助を委嘱することとしております。</p> <p>5. 監査委員会室（2名以上の常勤の使用人からなる）を置き、監査委員会の指示に従いその職務を行う。</p> <p>6. 5名程度で構成される監査委員会室を置くこととしました。</p> <p>7. 監査委員会の職務の補助を担当する使用人を選任する。</p> <p>8. 監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人としております。また、当該使用人は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有する者としております。</p> <p>9. 監査委員会の職務遂行を補佐する者として、当社の使用人から監査委員会の補佐委員を任命することとする。</p>	<p>① 名称 ② 人数 ③ 専門性 ④ 監査役は内部監査業務ができない（商 276 条）</p>
2. 前号の使用人の執行役からの独立性の確保に関する事項	<p>1. 内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。</p> <p>2. 事務局スタッフの任免権は監査委員会にあることを規定。</p> <p>3. 1. の従業員の執行役からの独立性を確保するために、監査委員会は、取締役会室の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当執行役に対して変更を申し入れることができます。</p> <p>4. コンプライアンス統括室内部監査グループ所属員についての任命、評価、異動、懲戒は、監査委員会の意見に徴し、これを尊重するものとしております。</p> <p>5. 監査委員会室所属の使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査委員会の事前の同意を得る。</p> <p>6. 当該従業員の人事については、監査委員会と事前協議を行うこととしました。</p> <p>7. 人事部長は、監査委員会の職務の補助を担当する使用人の人事考課及び人事異動に際して、監査委員の意見を聞く。</p> <p>8. 監査委員会事務局の使用人の異動に関する事項については、監査委員会と事前に協議することとしております。</p> <p>9. 補佐委員の任命および解任については監査委員会の同意を必要とする。 また、補佐委員は、〇〇〇グループの業務の遂行に係る役職を兼務しないこととする。</p>	<p>① 任命、評価、異動、懲戒の人事 ② 監査役会の事前の同意を得る ③ 業務の遂行に係る役職を兼務しない</p>
3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項 その他の監査委員会に対する報告に関する事項	<p>1. グループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は監査委員会に報告されるものとする。</p> <p>2. 社外取締役が過半数の取締役会において、重要事項はもれなく取締役会に報告するように取締役会規定を改定したことにより、取締役会の報告すべての重要事項が網羅されることとなり、ことさらに監査委員会に報告すべき事項は規定しておりません。</p> <p>3. 監査委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告します ①全社的に影響を及ぼす重要事項に関して執行役が決定した内容 ②担当部署が行う内部監査の結果 ③執行役が整備する内部通報制度による通報の状況</p> <p>4. 執行役及び使用人は、職務遂行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす事実を知ったとき、監査委員会に報告することとしております。</p> <p>4. 執行役及び使用人は、法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った場合、コンプライアンス・ヘルpline に報告・相談し、ヘルpline 責任者は、その報告・相談事項について重要と判断した場合には監査委員会に報告することとしております。</p> <p>4. 執行役及び使用人は、監査委員会において指名された監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。</p> <p>4. 子会社若しくは連結子会社は、監査委員会において指名された監査委員の求めに応じて、営業の報告をすることとしております。</p> <p>5. 経営監査室・危機管理委員会及びコンプライアンスの各所管執行役又は使用人は、監査委員会又は上記 1. の使用人に定期的に（報告すべき緊急の事項が生じた場合や監査委員会から要請があった場合は速やかに）その業務の状況を報告する。監査委員会が指名した監査委員は、必要に応じて、経営監査室、危機管理委員会及びコンプライアンスの各所管執行役に対して、必要な調査・報告等を要請することができ、経営審議会その他の重要な委員会等に出席できる。</p> <p>6. 監査の実効性を確保するため、取締役及び従業員から監査委員会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について監査委員会が都度報告を受ける体制を整備することとしました。</p>	<p>① 法定の事項 ② 内部通報制度の充実化 ③ 内部監査の結果 ④ 取締役及び従業員から監査委員会に報告すべき事項を定める規程を制定 ⑤ 監査役会での取締役による定期的報告会</p>

	<p>7. 執行役及び使用人は、取締役会にて決議する「取締役会審議基準」に規定の事項について、取締役会にて報告を行う。加えて、内部監査人（監査部）、外部監査人は、監査委員会に対し、監査状況の報告を行う。</p> <p>8. 全ての執行役および使用人は、当社もしくは子会社・関連会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜される事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査委員会に報告することとしております。</p> <p>また、上記にかかわらず、監査委員会は必要に応じ、いつでも執行役または使用人に報告を求めできることとしております。</p> <p>9. 執行役及び使用人が監査委員会の定めるところに従い、定期的に監査委員会に報告することとする。主な報告事項は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇〇グループの内部統制に関わる部門の活動概要 ・〇〇〇グループ各社の監査役・監査委員の活動概要 ・〇〇〇グループの重要な会計方針・会計基準およびその変更 ・業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容 ・内部通報制度の運用および通報の内容 	
4. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項	<p>1. 各会議事務局は議事録を作成し保管しなければならない。</p> <p>2. 重要事項についてはこれまでの稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存および管理を行うこととしております。</p> <p>3. 社内規則に則り、作成保存します。</p> <p>4. 重要な書類については、別途定める社内規則の規定に基づいて保存年限を各別に定め、保存するものとしております。</p> <p>5. 執行役は、経営審議会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規則の定めるところに従い適切に保存しあつ管理する。</p> <p>6. 監査の実効性を確保するため、執行役の職務の遂行に係る重要書類の保存期間を定める規程を整備することとしました。</p> <p>7. 執行役会議の議事録を10年間保管する。</p> <p>8. 執行役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会の定める執行役規程において、情報の保存及び管理の方針に関する事項を定め、執行役はこれに従うものとしております。</p> <p>9. 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。</p>	文書管理規定を定める
5. 損失の危険の管理に関する規定 その他の体制に関する事項	<p>1. リスクマネジメント担当を設置し、〇〇〇・エグゼクティブコミッティ（最高経営会議）のものにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。</p> <p>2. 内部統制所管部門にリスク管理担当グループを設置し、企業活動の健全性を確保する。</p> <p>3. 規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる執行役を定めます。また、従業員が取締役に直接通報する制度を設けます。</p> <p>4. 信用、投資等に係るリスクについては、別途定める社内規則の規定に基づいて、リスクを評価し適切な対応を行う体制をとっています。</p> <p>4. 市場リスクについては、別途定める社内規則の規定に基づいて、リスクの低減を目指しております。</p> <p>4. 災害等に係るその他のリスクについては、別途規則・要領・マニュアル等を定め、リスクの発生に備えております。</p> <p>5. 事業活動に関する諸種の危機管理を行い損失の最小化を図るため、危機管理委員会を設置し、コンティンジェンシー・プランの策定、クライスマネジメント、クライシスの終息時対応などの危機管理システムの整備にあたる。</p> <p>6. リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理に係る規程の制定、委員会の設置、執行役・従業員教育、従業員通報制度の整備等を行うこととしました。</p> <p>7. リスクマネジメント体制は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って構築する。重要事項については執行役会議での審議を要する。</p> <p>8. 統合リスクの管理の統括部署としてリスク統括部を設置しております。リスク統括部はリスクカテゴリーごとの各リスク管理部署による管理を通じて統合的に管理しております。さらにリスク統括部を含めた各リスク管理部署の適正性、適切性について、内部監査部は独立した立場から監査を実施し、その結果については代表執行役と監査委員会に報告することとしております。</p> <p>また、災害や障害等の緊急事態に陥った際の対応については、グループ危機管理基本方針を定めており、グループにおける統一的な危機管理体制を確立しております。</p> <p>9. グループ本社機能に関する業務を担当する執行役は、自己の担当領域について、〇〇〇グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、コンプライアンス担当執行役は、これらを横断的に推進し、管理する。</p>	① リスク管理規定を定める ② 危機管理委員会 ③ リスクマネジメント担当役員

<p>6. 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われるることを確保するための体制に関するその他の事項</p>	<p>1. 内部統制所管部門にコンプライアンス担当グループを設置し、企業活動の健全性を確保する。</p> <p>2. 当社グループの経営理念・経営基本原則に基づいて平成9年に制定された「〇〇〇行動基準」の遵守、および平成15年4月に設置したグループ内通報・相談システムの「〇〇〇ヘルpline」により実効性を強化する。</p> <p>3. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、主要な執行役で経営会議を組織し、審議します。</p> <p>3. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業績管理を行います。</p> <p>3. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施します。また、法令遵守活動を行う各種の委員会を設置しています。</p> <p>3. 監査委員会が会計監査人を監督し、また、会計監査人の執行役からの独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について監査委員会が事前に報告を受領し、また、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査委員会の事前承認を要することとします。</p> <p>4. コンプライアンス統括室を設置し、内部統制体制のモニタリング及びコンプライアンス体制の推進を図っております。</p> <p>4. リスク管理本部を設置し、与信・投資取組の審査・管理等を行うことにより、リスクコントロールを図ております。</p> <p>4. 別途定める社内規則の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっています。</p> <p>4. コンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員が法令、社内規則及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定め、その推進を図っております。</p> <p>5. 事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当執行役を置く。コンプライアンス担当執行役は、コンプライアンス推進支援部署からの補佐やコンプライアンス委員会の諮詢等を受けて、コンプライアンスを推進し統括管理する。</p> <p>5. 内部監査を所管する経営監査室を置き、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図る。</p> <p>6. コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンスに係る規程の制定、委員会の設置、執行役・従業員教育、従業員通報制度の整備等を行うこととしました。</p> <p>また、執行役の職務遂行の適法性、効率性の確保に関する体制を整備するため、経営監理部の監査を中心とした内部統制システムを構築し、経営監査部長は、監査の方針、計画について監査委員会と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告する等、監査委員会と緊密に連携することとしました。</p> <p>7. コンプライアンスの維持及び経営の効率性の確保は、各執行役が自己の分掌範囲について責任を持って行う。その運営状況は、内部監査人（監査部）が監査を行う。</p> <p>8. 法令遵守の統括部署としてリスク統括部内にコンプライアンス統括室を設置しております。一定の重要な意思決定を行う稟議等については、同室において事前にその適法性等を検証することにより執行役の業務の適切性を確保する体制としております。また、内部監査部は、事務分掌規程、グループ経営管理規程等に基づく業務執行の一層の効率性を確保すべく、グループ内部監査規程に基づく内部監査を実施しております。</p> <p>なお、コンプライアンス体制の強化のため、平成16年4月1日よりコンプライアンス統括室をリスク統括部から独立させ、コンプライアンス統括部を新設いたしました。</p> <p>9. グループ本社機能に関する業務を担当する執行役は、自己の担当領域について、法令等の遵守体制を構築する権限と責任を有する。また、コンプライアンス担当執行役は、これらを横断的に推進し、管理する。</p>	<p>〈適法性〉</p> <p>① コンプライアンス担当役員 ② 内部統制システムの構築</p> <p>〈妥当性〉</p> <p>① 目標値を年度予算として策定し、それにに基づく業務管理を行ないます。 ② 会計監査人の報酬及び会計監査人に委託する非監査業務については監査役会の事前承認を要する。</p>
---	---	---

部分は監査委員会を監査役或いは監査役会と、執行役を取締役と読み替えて監査役設置会社に当てはめるのに有効と考える項目。

研究会検討メンバー一覧

パナホーム（株）	元橋 弘文（幹事）
（株）クボタ	池田 直廣
鴻池運輸（株）	浦上 富晴
（株）大丸	木村 一文
中国電力（株）	東谷 法文 <平成16年2月まで>
中国電力（株）	大下 典男 <平成16年5月から>
日清食品（株）	北村 恵司
日東電工（株）	岡田 謙二
日本ハム（株）	橋谷 敬 <平成16年3月まで>
阪神電気鉄道（株）	杉浦 克典
（株）ワコール	吉江 武司
（社）日本監査役協会	西 功（事務局）

（順不同・敬称略）